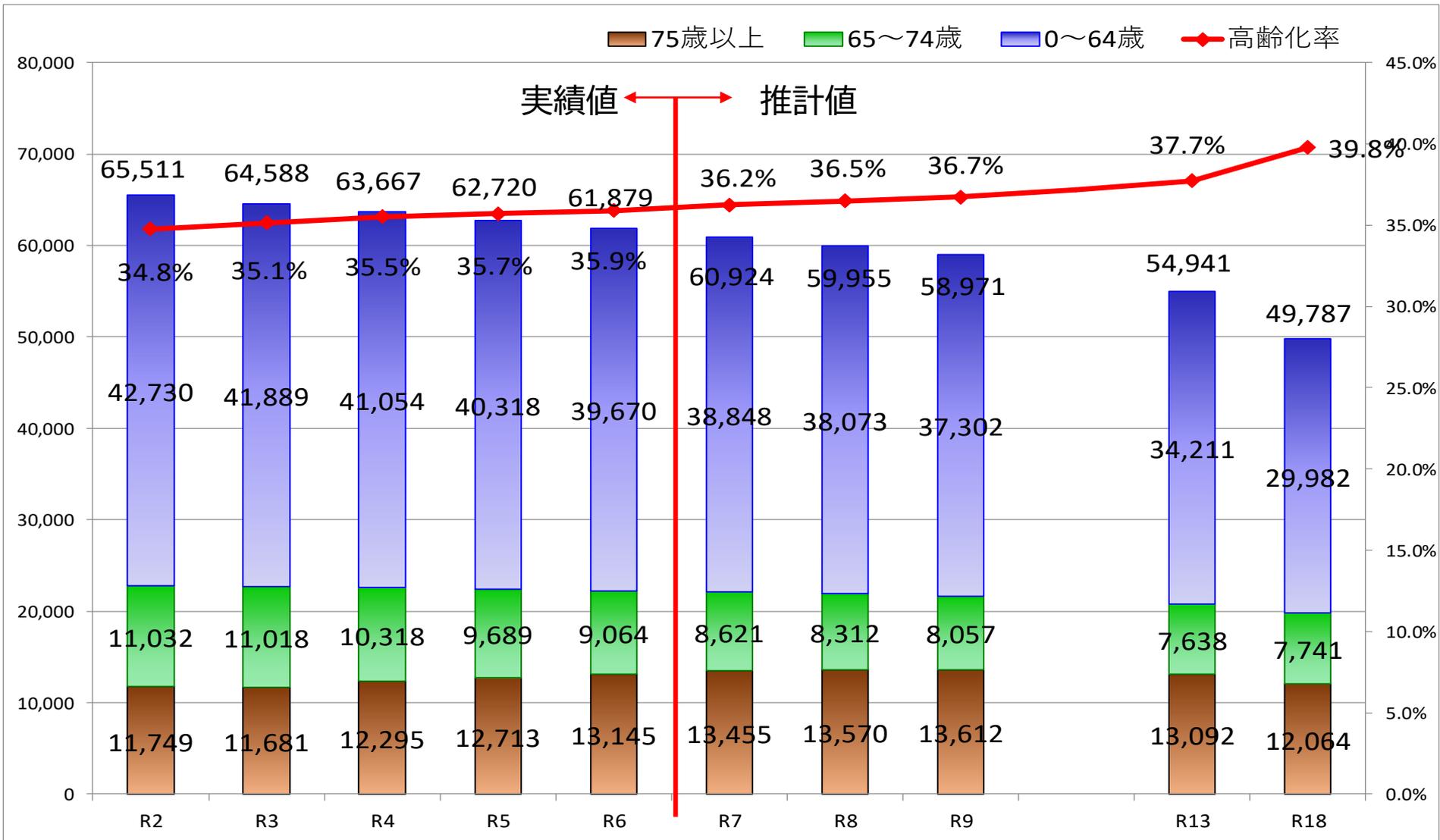


令和7年度の主な施策について

高齢者分科会

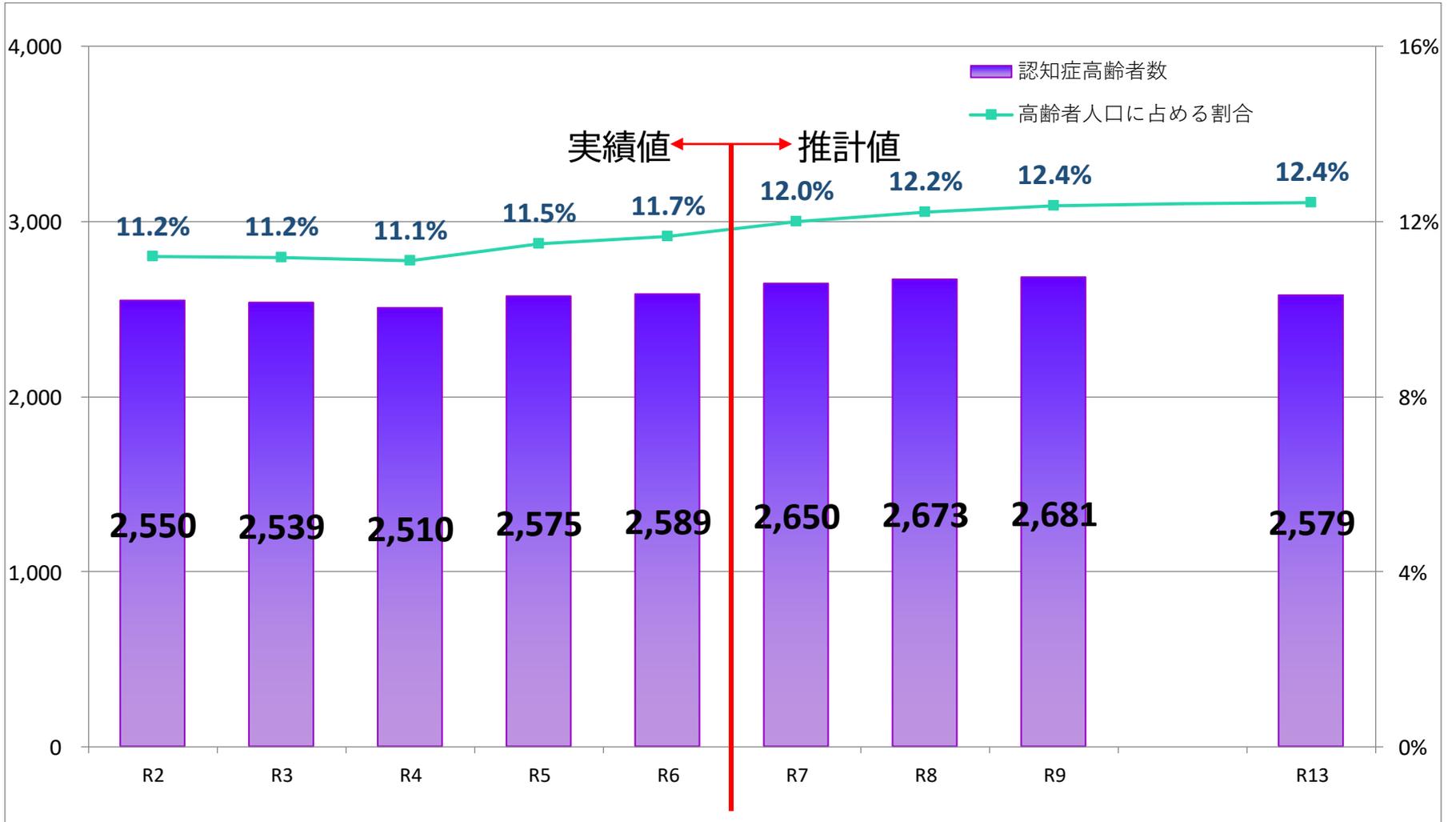
総人口と高齢者数・高齢化率の推移



R2～R6：各年度10月1日現在
 R7以降：コーホート変化率法による推計

認知症高齢者の推移

認知症高齢者数と割合



介護人材確保等に向けた取組み※イメージ図

継続

資格試験受験料助成
研修受講費助成

キャリアアップに必要な資格の取得を促進し、長期の定着を図る
就業に有利な研修の受講により就業しやすくする

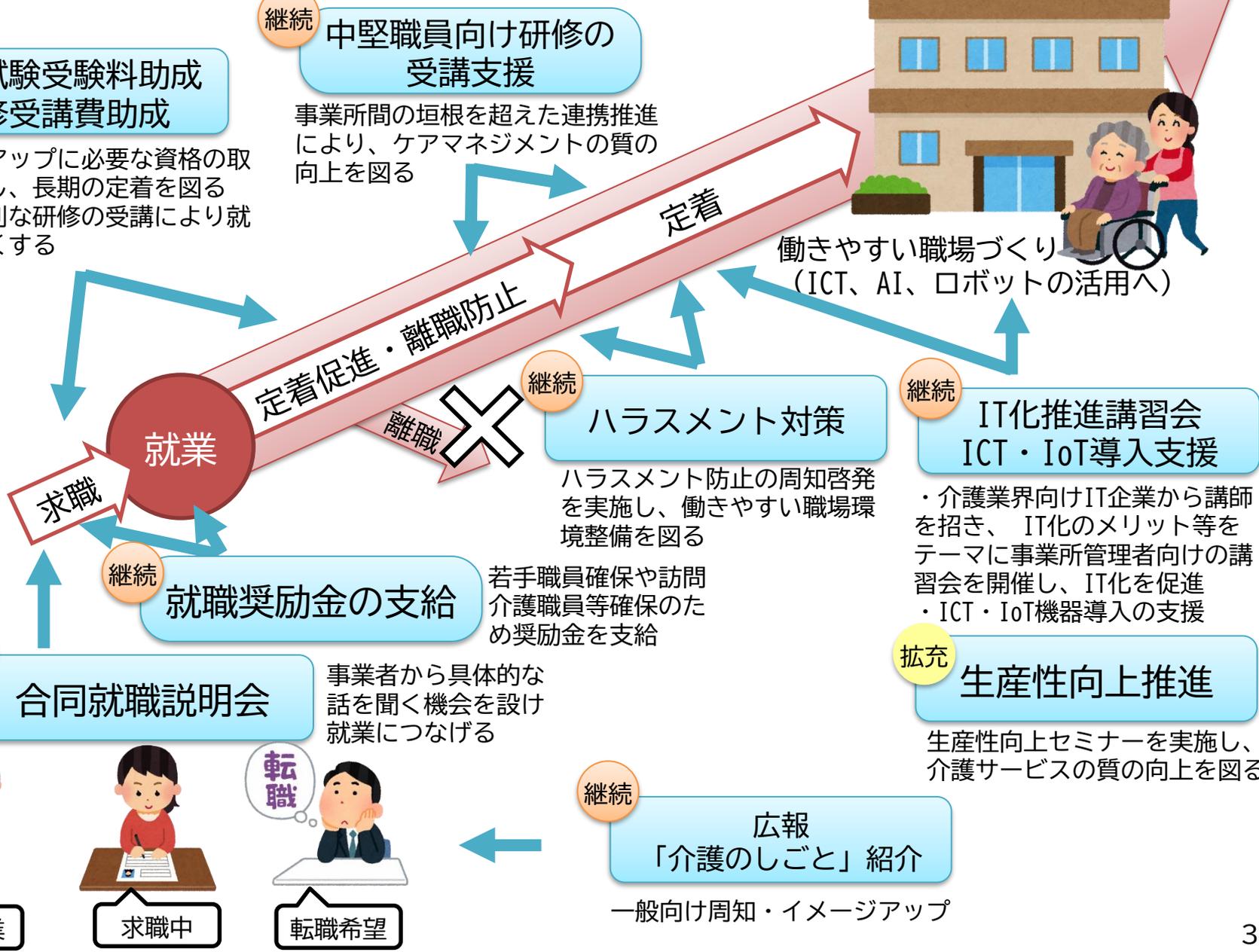
継続

中堅職員向け研修の
受講支援

事業所間の垣根を超えた連携推進により、ケアマネジメントの質の向上を図る



働きやすい職場づくり
(ICT、AI、ロボットの活用へ)



継続

ハラスメント対策

ハラスメント防止の周知啓発を実施し、働きやすい職場環境整備を図る

継続

IT化推進講習会
ICT・IoT導入支援

- 介護業界向けIT企業から講師を招き、IT化のメリット等をテーマに事業所管理者向けの講習会を開催し、IT化を促進
- ICT・IoT機器導入の支援

継続

就職奨励金の支給

若手職員確保や訪問介護職員等確保のため奨励金を支給

継続

合同就職説明会

事業者から具体的な話を聞く機会を設け就業につなげる

拡充

生産性向上推進

生産性向上セミナーを実施し、介護サービスの質の向上を図る

継続

広報
「介護のしごと」紹介

一般向け周知・イメージアップ



「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく加賀市としての認知症施策について

令和元年6月 認知症施策推進関係閣僚会議決定

●認知症施策推進大綱

【基本的な考え】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防(※1)」を車の両輪として施策を推進
(※1: 予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味)

▼ 共生社会の実現に向けた取り組みとして法制度化。

令和6(2024)年1月施行

●共生社会の実現を推進するための認知症基本法

【基本的な考え】

認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観(※2)」に基づき施策を推進。認知症の人が希望を持って暮らすことができるよう、**認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し**、相互の人格と個性を尊重しつつ、支えあいながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進。

▶ 基本法では計画策定は努力義務だが、市は第10期介護保険計画策定時に策定予定。

これまでは・・・

- ・認知症だから仕方がない。
- ・認知症自体の受け入れが難しい。
- ・認知症になると何もわからなくなり、できなくなる
- ・認知症は本人より周囲が大変だ。他人事。
- ・社会的に孤立し、意思が十分尊重されない 等々

・誰もが認知症になり得ることを前提に、「他人ごと」から「自分ごと」として考える時代へ

新しい認知症観(※2)

認知症になったら、何もできなくなるのではなく、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

4つの
重点目標

「新しい認知症観」の
理解

認知症の人の生活に
おいて意思の尊重

認知症の人と家族等が他
の人々と支えあいながら
地域で安心して暮らす

新たな知見や技術の活用

①認知症に関する市民の理解増進

- 認知症サポーター養成講座
- 個別地域ケア会議 ●認知症講演会
- 認知症キャラバン・メイト活動

②社会参加の機会の確保

- 認知症カフェ(cog-cafe)の開催
- 本人ミーティングの開催
- チームオレンジの設置

③意思決定の支援と権利利益の保護

- 認知症ケアパス(わたしの暮らし手帳)活用
- 成年後見制度の活用

④相談体制の整備

- 地域包括支援センター(ランチ含む)運営
- 介護なんでも110番相談窓口
- ランチにおける認知症地域支援推進員の育成
- 南加賀認知症疾患医療センターとの連携

⑤保健医療と介護福祉の充実

- 認知症初期支援集中チーム員の活用
- 認知症対応力向上研修(中堅職員向け研修)

⑥認知症の予防等

- 地域おたっしゅサークル ●もの忘れ健診
- 脳活性化プログラムの啓発普及
- かがやき予防塾 ●元気はつらつ塾
- 実証検証事業等への参加

主な
基本的
施策

令和7年度の**主な**認知症支援事業の取り組み

事業名	取り組み内容	令和7年度の方向性
<p>①認知症ケアパス (わたしの暮らし手帳)</p> 	<p>◆認知症ケアパスによる意思決定支援の拡充</p> <p>元気はつらつ塾（協力員含む）や、かがやき予防塾修了生等の様々な場面を通じて、わたしの暮らし手帳の理解度を高めていく。</p>	<p>①70歳以上の高齢者(要支援・要介護認定者を除く)に対して送付している介護予防基本チェックリストと併せて個別に郵送（令和7年6月下旬発送予定）。</p> <p>②わたしの暮らし手帳活用講座を圏域毎に実施し、手帳の理解度を高めていく（令和7年7月～8月頃）。対象は広報等で広く周知し、限定しない。</p> <p>③かもまる講座等として各種団体へ出向き、啓発普及を継続していく。</p>
<p>②認知症カフェ Cog-café (コグ・カフェ)</p>	<p>◆認知症当事者の不安解消やつながりの場づくり</p> <p>認知症当事者が本音を話し合うことが出来るようになり、今後の生活の希望や新たな活動につなげる。</p>	<p>①認知症当事者と共に企画・運営を行い、認知症当事者の「やりたい」を引き出し、できるを増やせる場にしていく。</p>
<p>③認知症講演会</p>	<p>◆「新しい認知症観」に立つ取り組みの推進</p> <p>認知症についての正しい知識のみではなく、「新しい認知症観」に立って認知症の本人に関する正しい理解を深める取り組みを行っていく。</p>	<p>①令和6年1月1日施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法の考え方にある「新しい認知症観」の理解促進が進むよう一般市民向けに講演会を開催予定。</p>
<p>④認知症予防を目指した多因子要因実証事業の検証</p>	<p>◆科学的知見に基づく予防の取り組みの社会実装検証</p> <p>認知症及び軽度の認知機能の障害の発症遅延・進行予防に関する科学的知見の蓄積を社会的実装検証を通じて取り組んでいく。</p>	<p>①国立長寿医療研究センターが行う社会実装検証にモデル自治体として参加予定。</p>

医療と介護の更なる連携推進や 医療依存度の高い方への支援体制強化

「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ

【取組み①】

- 退院後の医療職の在宅や施設へのアウトリーチ
- 介護職への疾病予防のポイント等の勉強会の実施

在宅医療の提供体制に求められる医療機能

①退院支援

- 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

②日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

④看取り

- 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

③急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保

医療計画には、各機能を担う医療機関等の名称を記載

- ・病院、診療所(歯科含む)・薬局
- ・訪問看護事業所・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・短期入所サービス提供施設
- ・相談支援事業所 等

- 24時間態勢で往診や訪問看護を行うことが可能な在宅療養支援診療所により、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができる。

圏域は、二次医療圏にこだわらず、市町村単位や保健所圏域など、地域の資源の状況に応じて弾力的に設定

【取組み②】

- 市民への周知啓発を行う。
- 医療と介護の多職種連携研修会により、医療と介護の更なる連携促進を図る。

出典)「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日一部改正))

【課題】

【1】医療的ケアを必要とされる方への支援が困難

【2】施設等における死亡率の向上
(居所変更実態調査より)

【取組み①】

- ・退院後の医療職の在宅や施設へのアウトリーチ(疾病からの予後予測のポイントに関する指導等)
- ・介護職への勉強会(疾病予防のポイント等)

【取組み②】

- ・市民への看取りの周知啓発
- ・医療と介護の多職種連携研修会による更なる連携促進